

第7編 事故災害防災計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、高層ビル等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について通信、予防及び応急対策を定める。

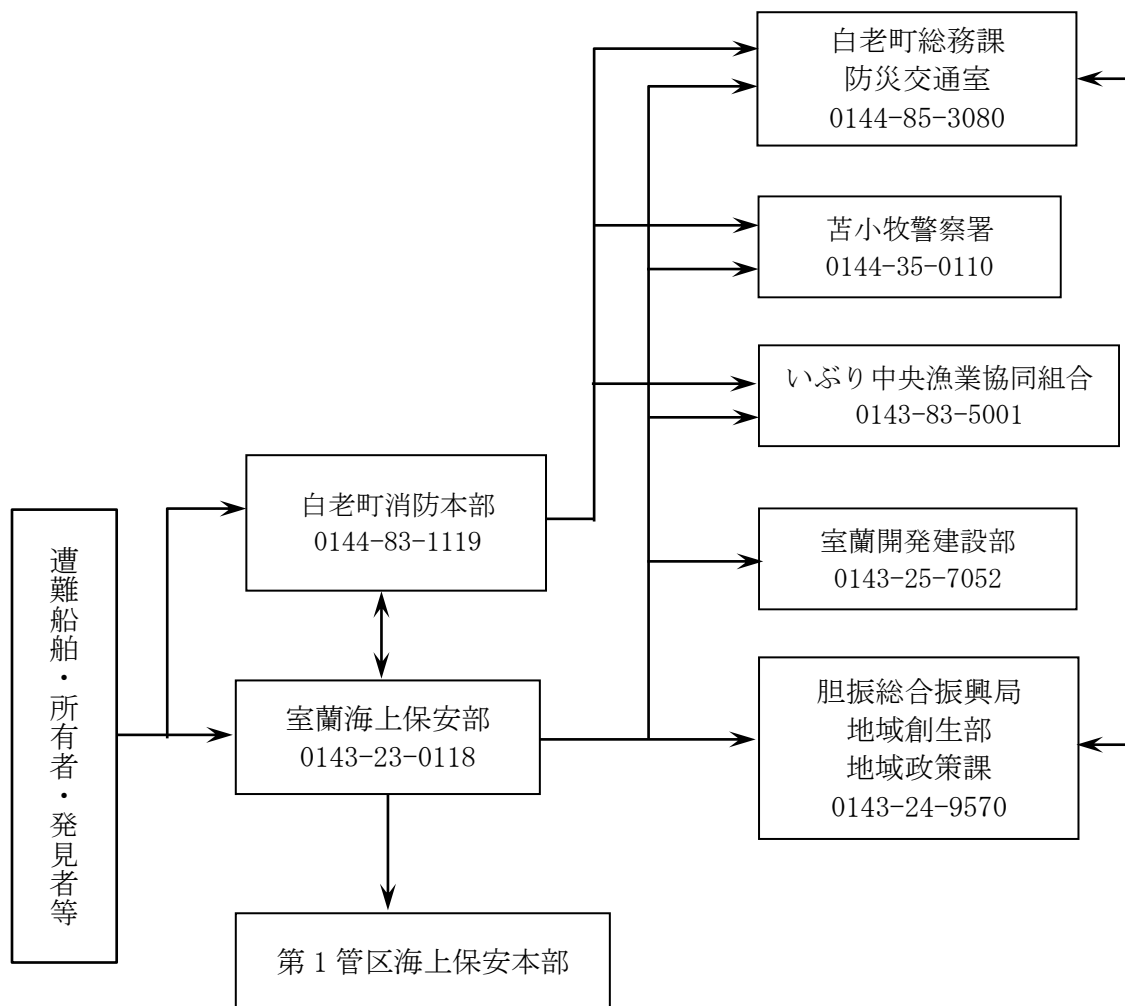
第1章 海上災害対策計画

第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 町の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

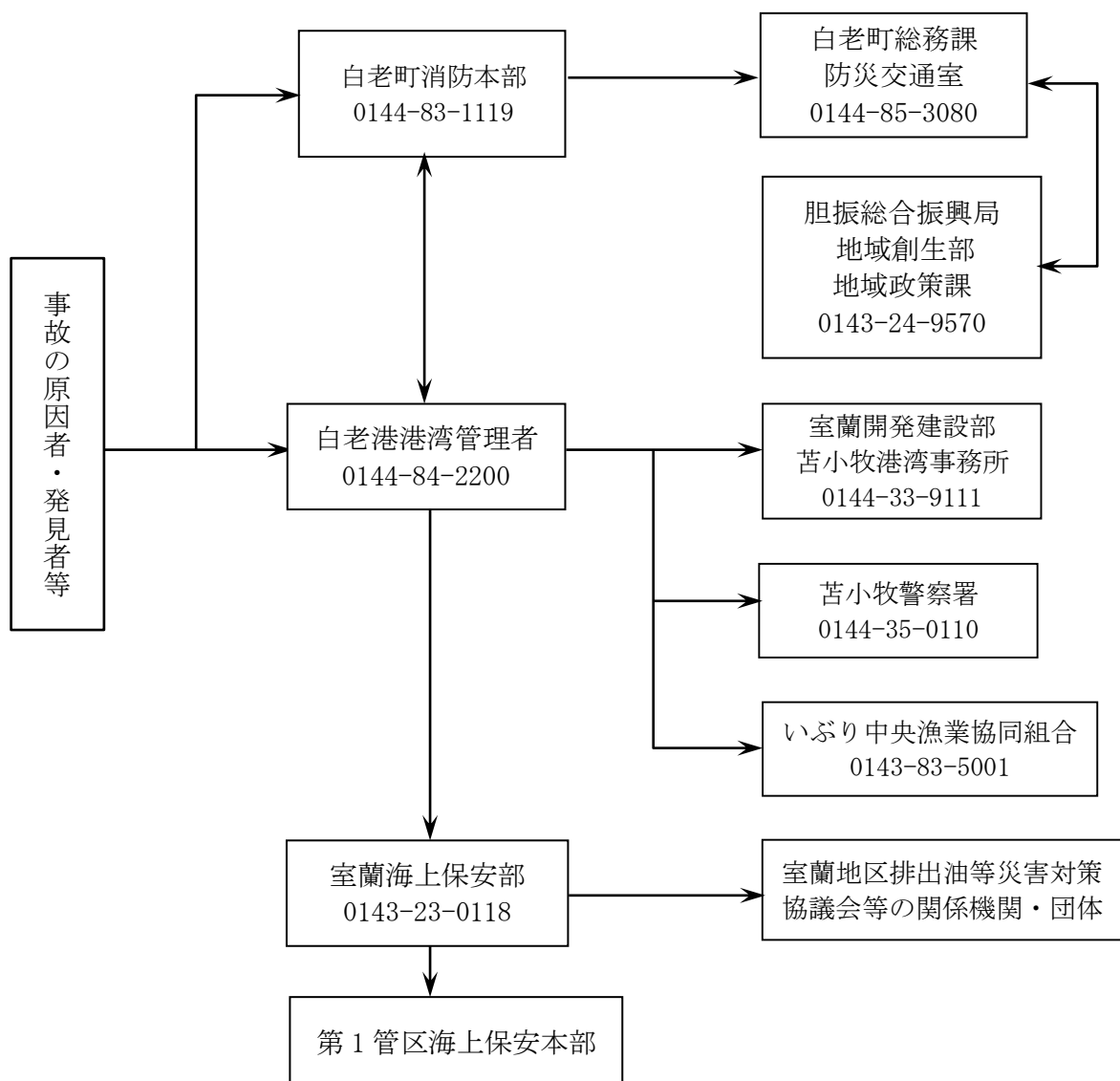
第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

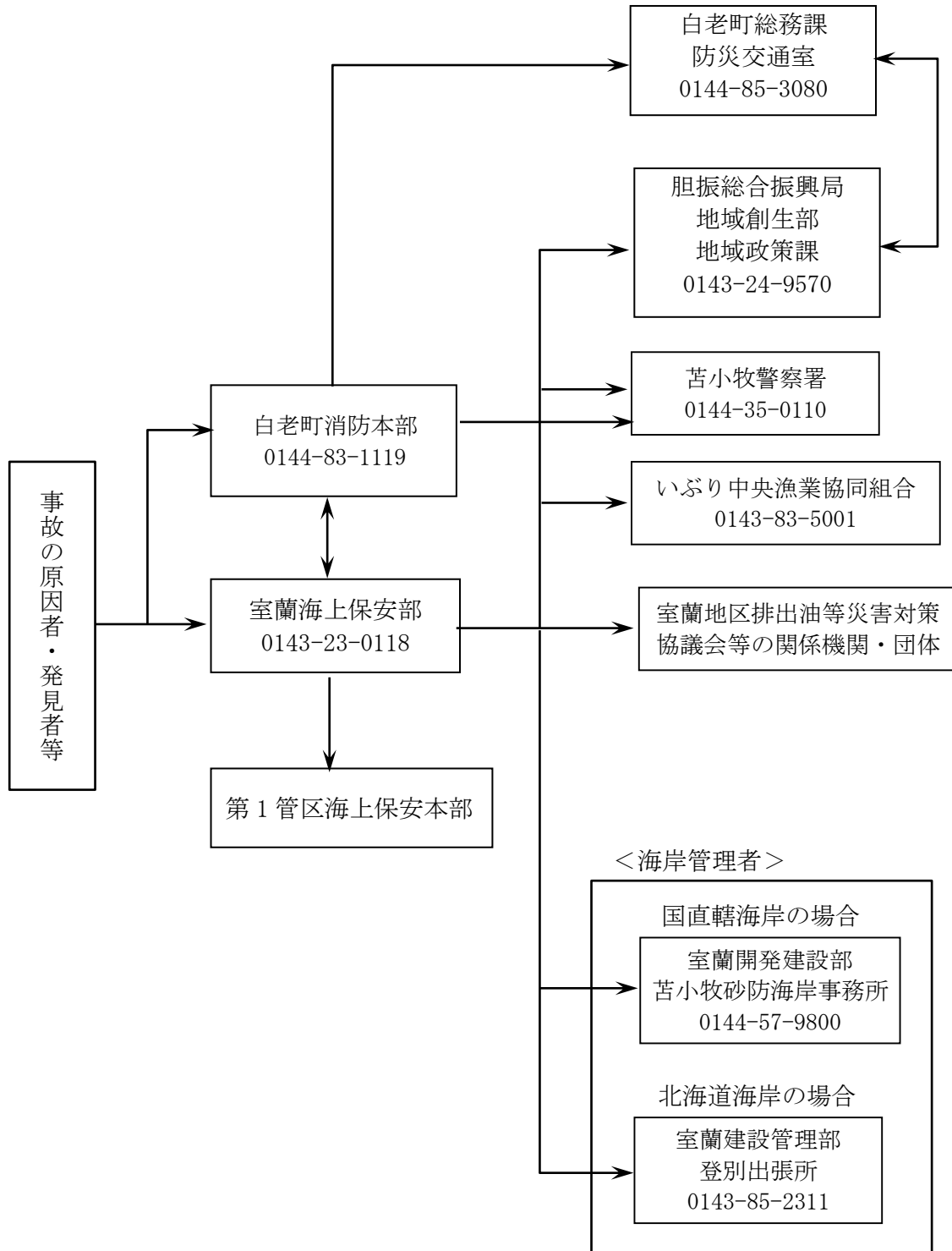
1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。

<白老港港湾区域内の場合>



<海岸の場合>



2 災害予防計画

(1) 町の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- ウ 危険物積載船舶等の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- エ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- オ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。
- カ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故が発生した場合、町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道作成の流出油事故災害対応マニュアル及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の排出油等防除マニュアルに基づき、実施するものとする。

(1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

町は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

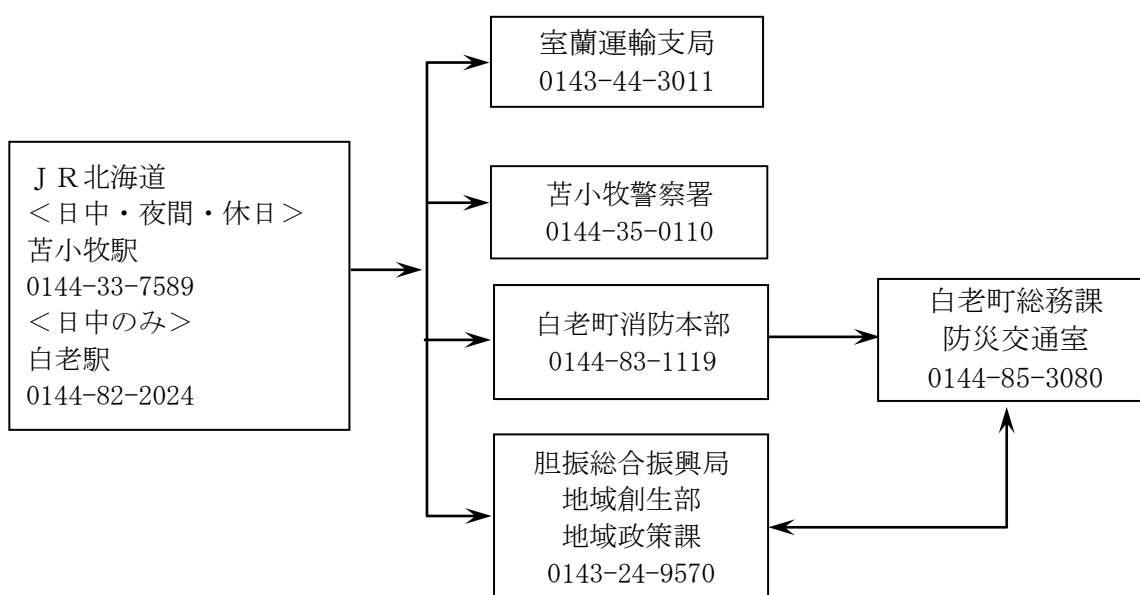
防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



※1 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（本社総合司令室 011-251-9143、白老駅又は苫小牧駅）へ伝達するものとする。

※2 鉄道災害発生時は高圧電流が流れているため消防活動・救助活動に支障のある場合には、JR北海道札幌指令センター(011-251-9143)に対し、電流の遮断要請を行う。

2 災害予防計画

関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第3章 道路災害対策計画

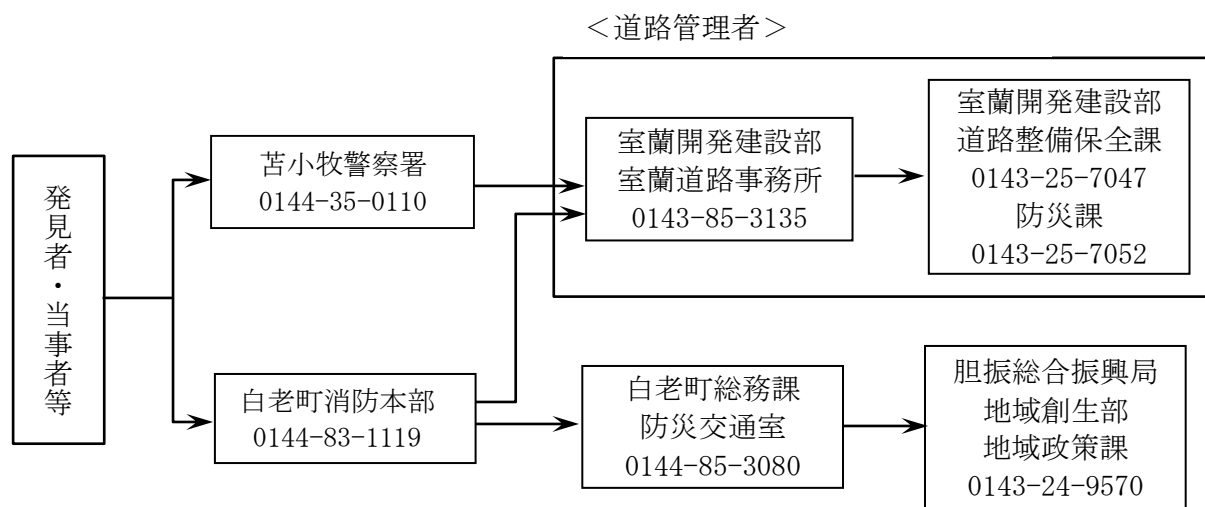
トンネル、覆道、橋梁、高架等の道路構造物の被災、又は自動車専用国道、高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

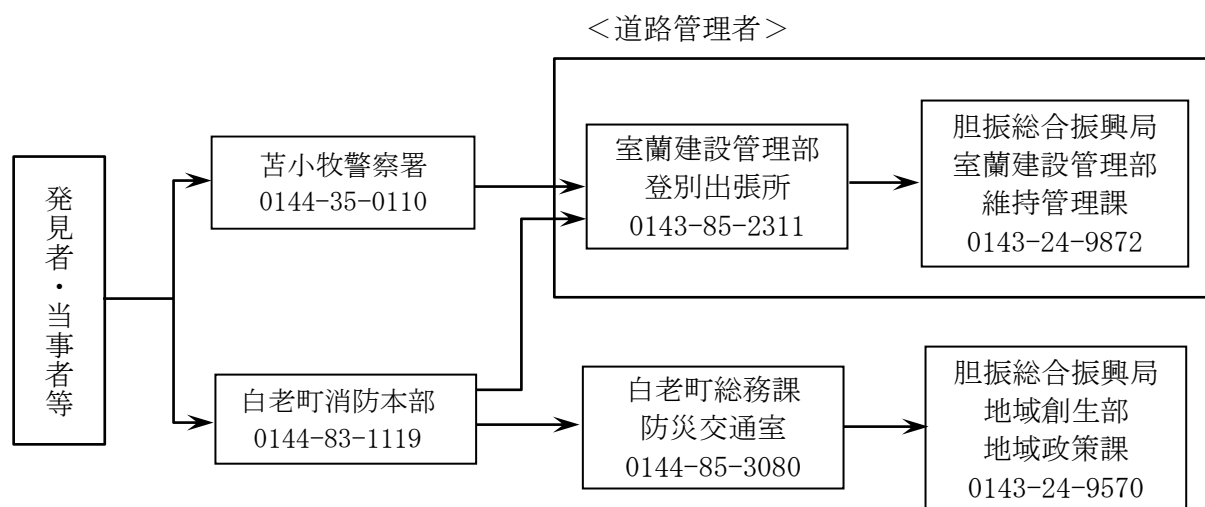
(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

ア 国の管理する道路の場合



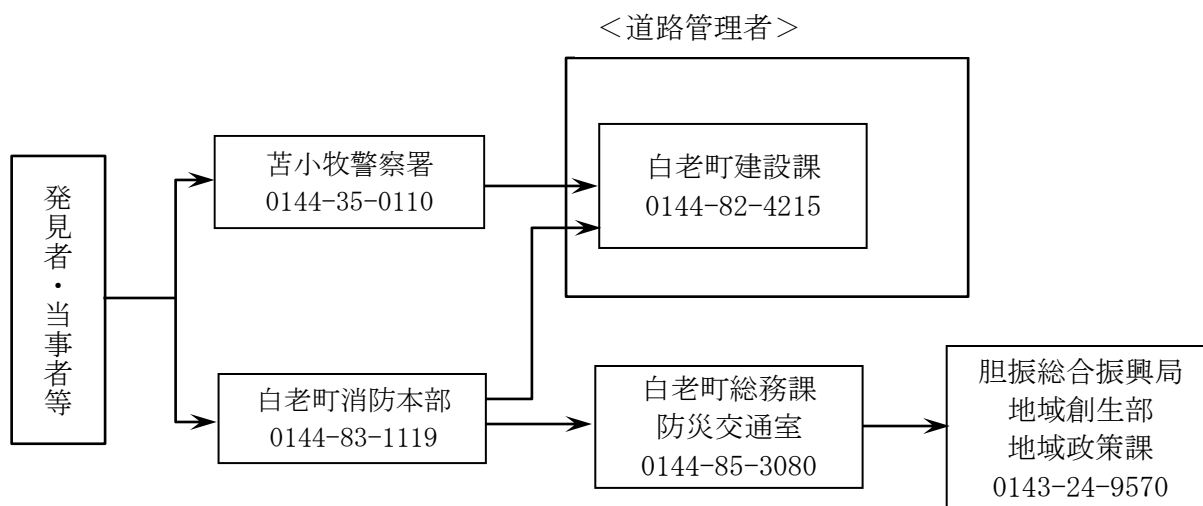
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

イ 道の管理する道路の場合



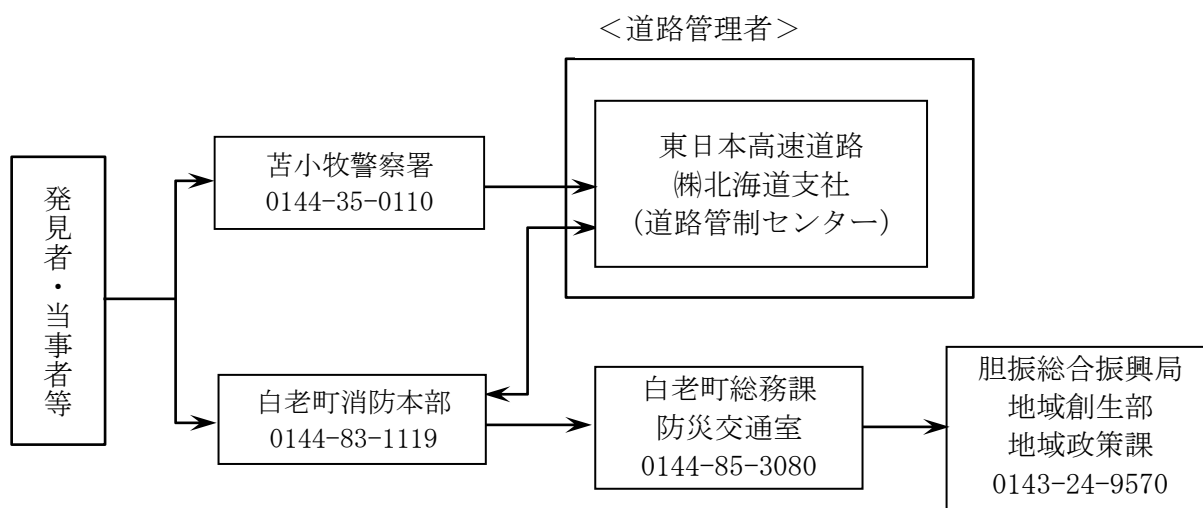
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

ウ 町の管理する道路の場合



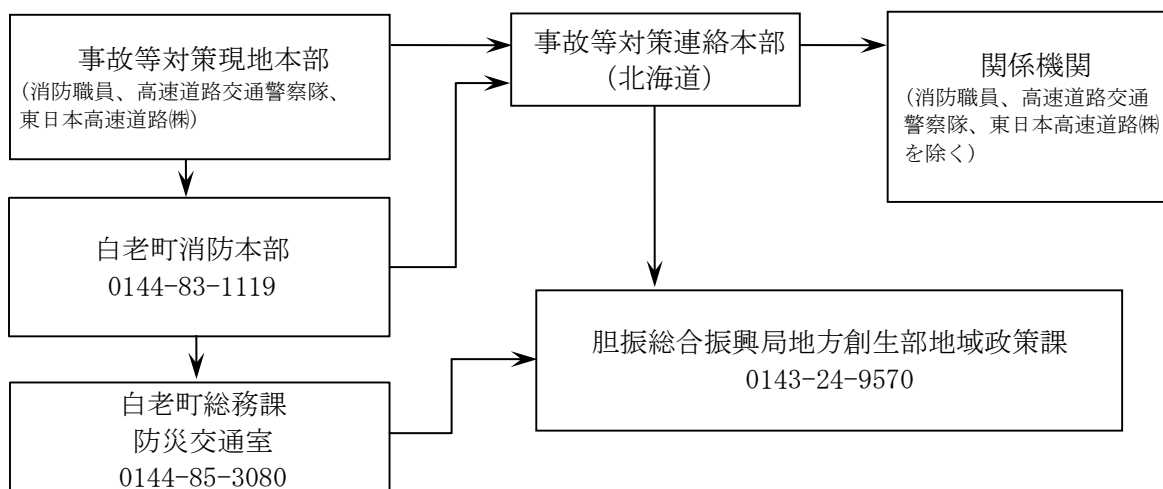
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

エ 北海道縦貫自動車道（道央道）の場合



※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



2 災害予防対策計画

(1) 町（道路管理者）の実施事項

- ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
- イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- エ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(2) 関係機関の実施事項

国道、道道、高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策計画

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第4章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

なお、海上での危険物等の流出等による災害対策については、本編第1章海上災害対策計画（P192）の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など。

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など。

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

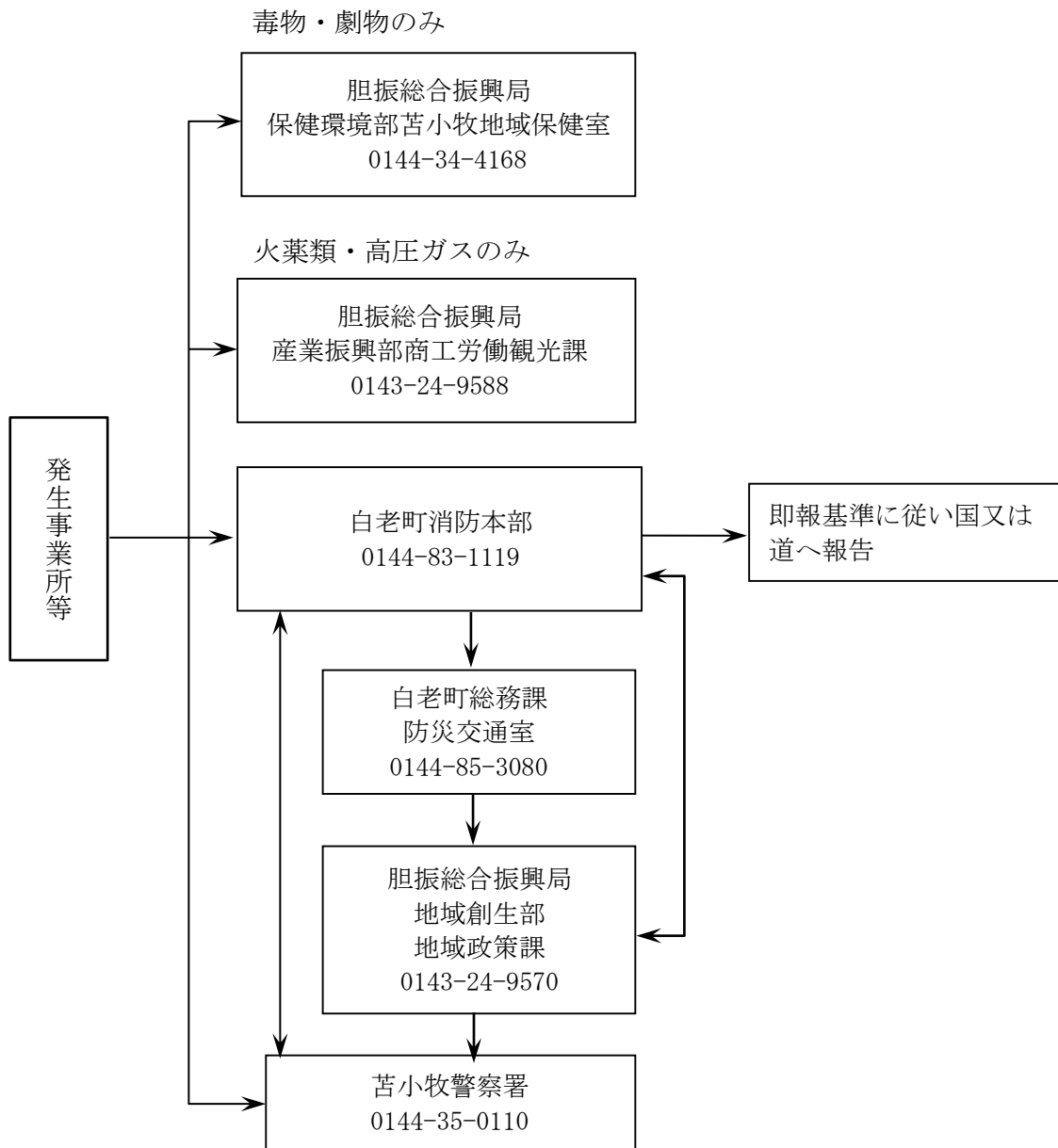
〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など。

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したものの。

2 災害通信計画

(1) 危険物等、災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害予防計画

(1) 町（消防本部）の実施事項

ア 危険物等災害予防

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

イ 火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質災害予防

(ア) 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

4 災害応急対策

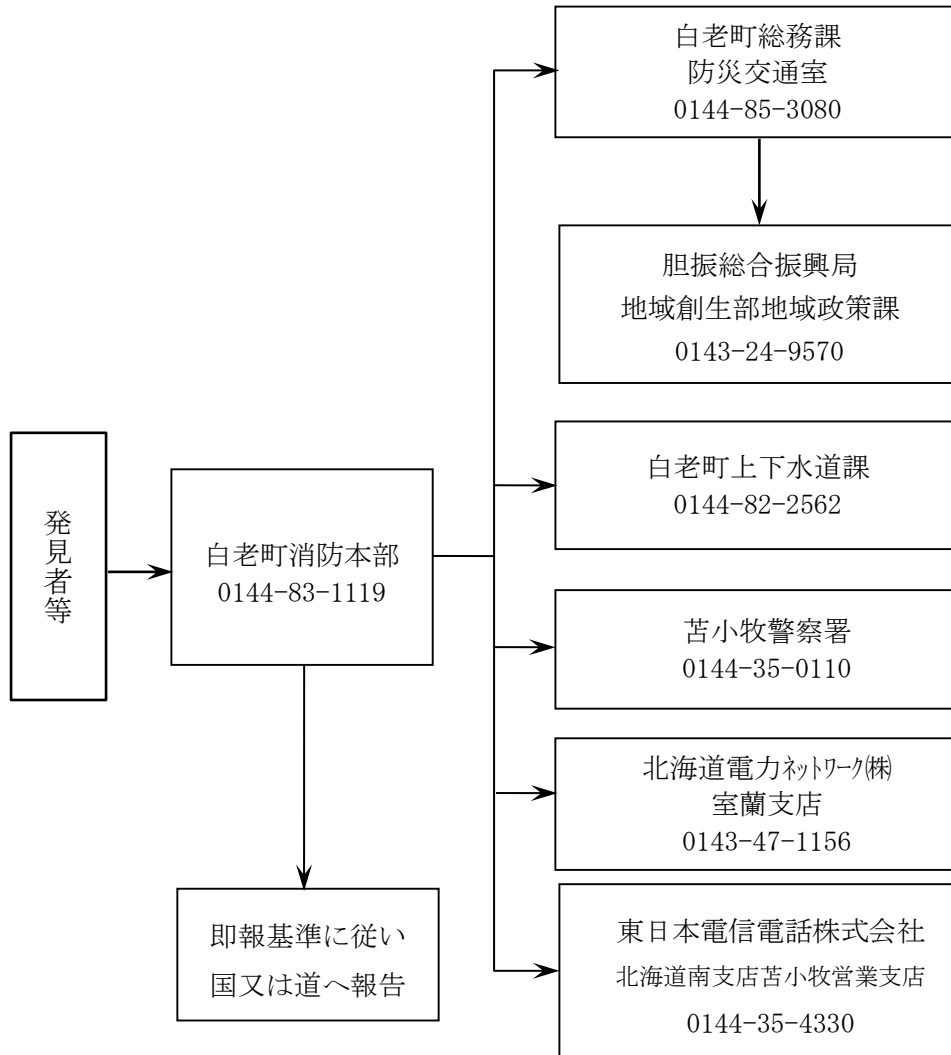
危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第5章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

1 災害通信計画

大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

（1）町（建設課及び消防本部）の実施事項

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の防火性能を高め、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

ウ 防火・防災管理者制度の適正な実施

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物、選任届出及び消防計画の作成の徹底、消防訓練の実施等について指導する。

エ 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道一斉の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。

オ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

（2）関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

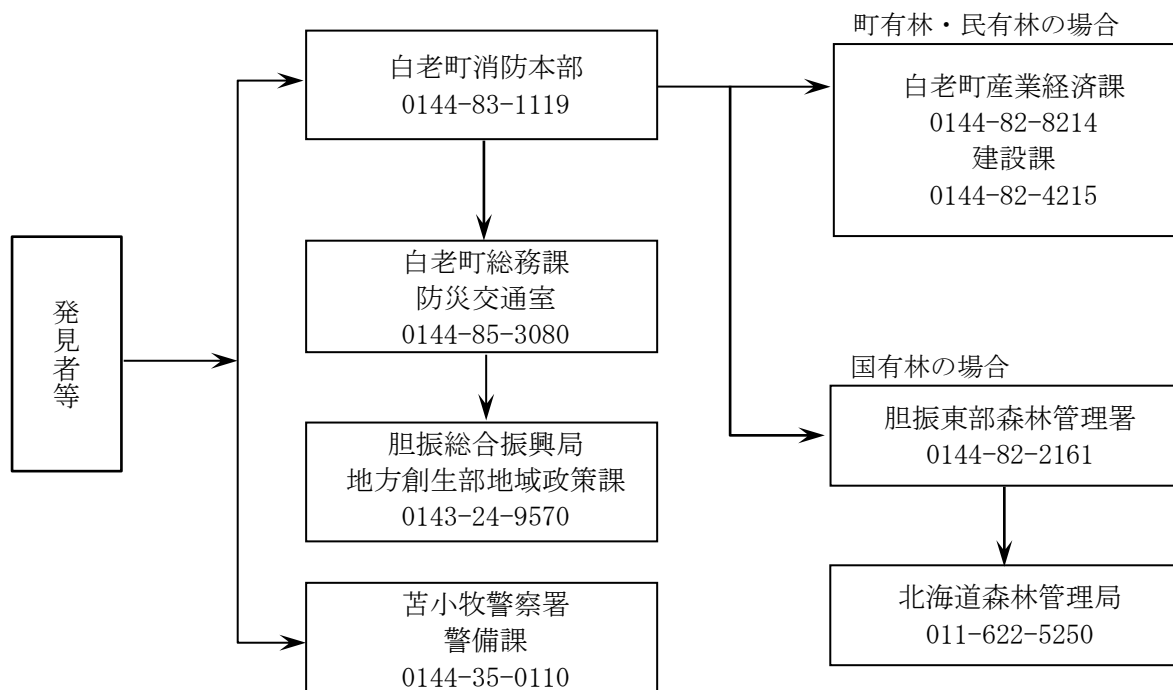
第6章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又はまさには発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は、次のとおりである。

1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第2編第2章第2節災害通信計画（P43）による。



2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、町は、森林管理署、総合振興局と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

3 災害応急対策計画

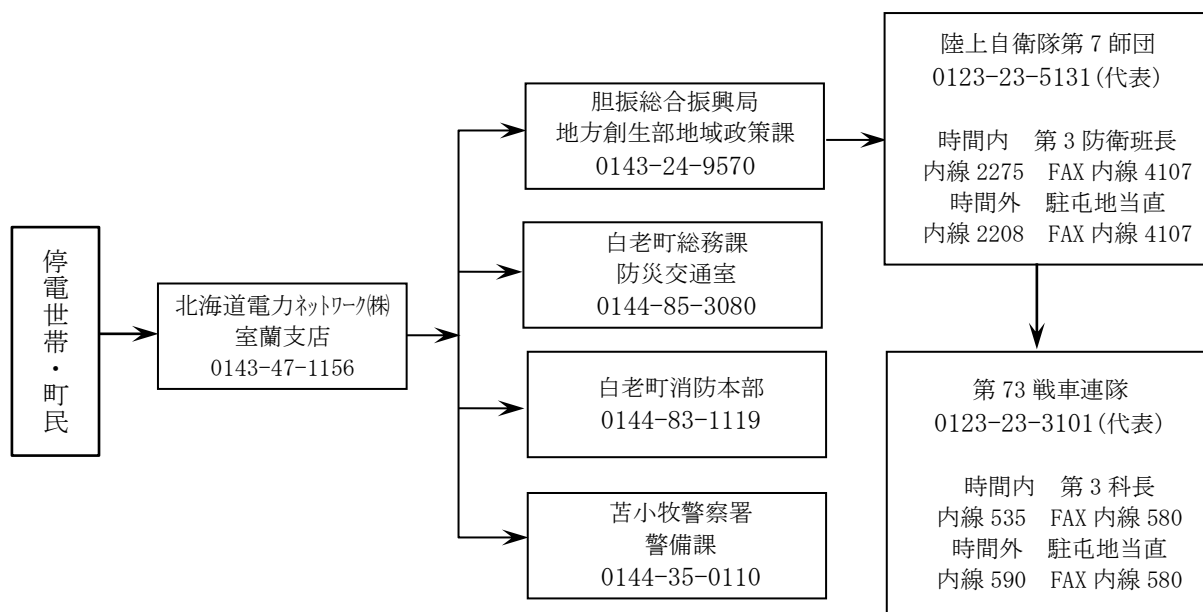
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさには発生しようとしている場合の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第7章 突発的な大規模停電対策計画

突発的な大規模停電が発生し、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

1 災害通信計画

非常時における情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

町は、突発的な大規模停電に備え、次の事項について対策を図るものとする。

- (1) 停電時に備えた連絡先のリストの整備
- (2) 町本部機能の確保及び通信設備の整備
- (3) 備蓄や停電への備えの啓発

3 災害応急対策

突発的な大規模停電が発生した場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」（資料編に掲載）に基づき、実施するものとする。